

令和7年度带状疱疹定期予防接種のお知らせ

予防接種は、免疫をつくって感染症を予防するのに役立ちます。このお知らせをご確認いただき、理解した上で予防接種を受けるかご判断ください。

■带状疱疹とは

带状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに带状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。带状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

■使用ワクチン

带状疱疹ワクチンには生ワクチン（阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）、不活化ワクチン（GSK社：シングリックス）の2種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

		ビケン (生ワクチン)	シングリックス (不活化ワクチン)
接種回数		1回	2回
接種方法		皮下注射	筋肉内注射
接種スケジュール		他の生ワクチンとは27日以上の間隔をおいて接種	2カ月以上6カ月以内の間隔をおいて2回接種 (標準的には2カ月の間隔をおく) ※病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1カ月まで短縮できます。
ワクチンの効果	接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後10年時点	—	7割程度の予防効果

※合併症の一つである、带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、ビケンは6割程度、シングリックスは9割以上と報告されています。

※使用ワクチンについては医療機関により異なりますのでご注意ください。

■他のワクチンとの同時接種

いずれの带状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、他のワクチン（インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等）との同時接種が可能です。

■副反応

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。予防接種を受けた後に気になる症状があらわれた場合は、接種した医師またはかかりつけ医へご相談ください。

主な副反応の発現割合	ビケン（生ワクチン）	シングリックス（不活化ワクチン）
70%以上	－	疼痛*
30%以上	発赤*	発赤*、筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感*、熱感*、 腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹*、 悪寒、発熱、胃腸症状
1 %以上	発疹、倦怠感	そう痒感*、倦怠感、その他の疼痛
重大な副反応	アナフィラキシー、 血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎	ショック、アナフィラキシー

*ワクチンを接種した部位の症状

■接種対象者及び接種方法

- 以下の①から③までのいずれかに該当する中央区民の方
- ① 令和7年度中に 65、70、75、80、85、90、95、100 歳になる方
 - ② 令和7年度中に 101 歳以上になる方
 - ③ 接種日時時点で満 60 歳～64 歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する身体障害者手帳 1 級相当の方
- ◎ 接種を受けることの努力義務はなく、本人が希望する場合に限り接種を行います。
 - ◎ 令和7年度中に 60 歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日から接種が可能です。
 - ◎ シングリックスを使用して 1 回目の接種を任意接種として行っている場合は、定期接種としては残りの 1 回の接種のみ定期接種として取り扱われます。
 - ◎ 任意予防接種で带状疱疹の接種が完了している方は定期予防接種の対象外です。接種が完了している方にも本通知が届く場合がありますのでご了承ください。

■接種場所

- ① 中央区内の定期予防接種実施医療機関（同封の医療機関名簿をご参照ください。）
- ② 他 22 区の実施医療機関（各区の予防接種窓口または医療機関へお問い合わせください。）

■接種費用（自己負担額）

接種するワクチン	接種回数	接種費用 (自己負担額)
ビケン（生ワクチン）	1 回	4, 0 0 0 円
シングリックス（不活化ワクチン）	2 回	1 0, 0 0 0 円／回

※生活保護を受けている方、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は無料（予診票に自己負担額が 0 円の旨の印字がされています。）

※住所・氏名を変更した場合や医療機関名簿に記載されていない医療機関で接種を受ける場合、接種の有効期限を過ぎた場合は、今回送付している予診票は使用できません。

■実施期間及び回数

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に1回（ビケン）または2回（シングリックス）

※令和7年度中に60～64歳の誕生日を迎える方は、翌年の誕生日の前日まで

※シングリックスで接種を希望する場合は接種間隔が原則2カ月以上のため、令和8年1月31日までに1回目接種を完了しないと全2回の接種の完了ができませんのでご注意ください。

※令和7年度中に60歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の前日以降に接種してください。誕生日の前日より前に区発行の予診票を使用して接種することはできません。

■持ち物

① 同封の予診票（あらかじめ必要項目をご記入ください）

② マイナンバーカード（健康保険証）

※令和6年度以前に申請した带状疱疹任意予防接種費用助成用の予診票（赤色または青色の枠）では带状疱疹の定期予防接種を受けられません。必ず今回同封している定期予防接種用の予診票（黄色の枠）を医療機関へお持ちください。

詳細は区ホームページをご覧ください

中央区 带状疱疹 定期接種



〈区ホームページ〉

【問合せ先】 中央区保健所 健康推進課 予防接種担当

中央区明石町12-1

TEL：03-3541-5930

(1) 予防接種を受ける前の注意事項

このお知らせをよく読み、よく理解した上で接種しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を見合わせてください。

予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大事な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を接種する医師に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない方

次の方は、予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに熱のある方（通常 37.5 度を超える場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 本予防接種の接種液の成分に対して、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方
「アナフィラキシー」とは、ワクチン接種後に起こる激しいアレルギー反応で、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こります。血圧低下や意識障害を伴う場合は、「アナフィラキシーショック」と呼ばれます。
- ④ （ビケンのみ）妊娠していることが明らかな方
- ⑤ （ビケンのみ）明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する方、免疫抑制をきたす治療を受けている方
- ⑥ その他、医師に不適当な状態と判断された方

(3) 予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなくてはならない方

次の方は、かかりつけの医師と事前によくご相談ください。

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気で治療中の方
- ② 風邪などのひきはじめと思われる方
- ③ これまでに予防接種を受けて 2 日以内に発熱、発疹などアレルギーを思わせる異常がみられた方
- ④ 本予防接種の接種液の成分に対してアレルギーを起こす恐れがある方
- ⑤ 薬を使用して皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある方
- ⑥ 今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ⑦ 免疫状態を検査して異常を指摘されたことがある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- ⑧ （シングリックスのみ）血小板減少症又は凝固障害を有する方、抗凝固療法を受けている方
- ⑨ （ビケンのみ）輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後 3 カ月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後 6 カ月以上おいて接種してください。

(4) 予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後、30 分間は接種場所で座って安静にするか、医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。アナフィラキシーなどの急な副反応はこの間に起こることがあります。
- ② 接種後に接種部位の異常や、高熱、けいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ シングリックス（不活化ワクチン）接種後 1 週間、ビケン（生ワクチン）接種後 4 週間は副反応が出ていないかよく観察してください。
- ④ ビケン（生ワクチン）の接種後に違う種類の注射生ワクチンを接種する場合には、翌日から起算して 27 日間以上の間隔をあける必要があります。シングリックス（不活化ワクチン）の接種後に違う種類の不活化ワクチンや生ワクチンを接種する場合には、翌日から接種が可能です。
- ⑤ 接種部位は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位はこすらないでください。
- ⑥ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けてください。その他はいつも通りの生活で差し支えありません。
- ⑦ 予防接種を受けた後、極めてまれに健康被害（治療を必要とする重い副反応）が生じることがあります。このような場合、その健康被害が定期予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済制度が適用されます。